

平成 14 年度環境活動評価プログラム（エコアクション 21）のあり方に関する検討会報告書 （概要）

第 1 章 調査検討の背景及び内容

環境省では平成 8 年（1996 年）より、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動する」ことができる簡易な方法を提供する目的で、環境活動評価プログラム（エコアクション 21：EA21）を策定し、その普及を進めてきたところである。

しかし近年、環境経営の急速な進展、特にグリーン購入や環境報告書の進展・普及、廃棄物や化学物質等に対する法制度の整備、ISO14001 認証取得の広がり等の新たな動きがあるとともに、地方公共団体において、エコアクション 21 をベースにした独自のプログラムを策定し、その認証制度を創設する事例が出てきている。

また、中小事業者でも比較的容易に取り組むことができ、自主的、積極的に環境への取組を行った場合に、ISO14001 と同様に認証を受けることのできる全国的に統一された仕組みの整備を望む声が高くなってきている。

今般、以上のような背景を受けて、地方公共団体における既存の取組を踏まえつつ、エコアクション 21 の内容を全面的に見直すとともに、その認証・登録の仕組みのあり方を検討し、報告書及びエコアクション 21 改定案を取りまとめた。

検討に当たっては、必要な調査を実施するとともに、学識経験者、地方公共団体、NGO、事業者等からなる「環境活動評価プログラムのあり方に関する検討会」を設置し、検討を行った。検討会委員（敬称略、五十音順、印は座長）は以下の通り。

- 神下 豊（名古屋市 環境局環境都市推進部環境都市推進課 課長）
- 後藤 敏彦（環境監査研究会 代表幹事）
- 佐藤 正基（仙台市 環境局環境部参事兼環境管理課 課長）
- 柴山 薫（京都市 環境局環境企画部地球環境政策課 課長）
- 内藤 正明（京都大学大学院 地球環境学堂長）
- 野村 昭雄（シャープ株式会社 環境安全本部 環境安全監査部 部長）
- 古田 清人（キヤノン株式会社 環境企画部 部長）
- 松原 雅一（日産自動車株式会社 環境安全技術部 課長）
- 柳下 正治（名古屋大学大学院 環境学研究科教授）
- 吉田 文和（北海道大学大学院 経済学研究科教授）

第 2 章 エコアクション 21 改定に当たっての基本的考え方

環境経営システムの必要性

中小事業者が、より積極的な環境への取組を実施するためには、その取組を適切に計画、実施、評価、見直しをする環境経営システムを構築することが、取組を効果的・効率的に

実施し、継続的な改善を指向するとの観点から有効と考えられる。そこで中小事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、簡易な、中小事業者でも取り組み易い環境経営システム（いわゆる環境マネジメントシステム）を組み込んだ形で、エコアクション21の内容を全面的に改定することが必要と考えられる。

環境への取組の明確化

現行のエコアクション21は、平成11年（1999年）9月の全面改定より、3年が経過したが、その間の環境経営の急速な進展、特にグリーン購入や環境報告書の進展・普及、廃棄物や化学物質等に対する法制度の整備、ISO14001認証取得の広がり等の新たな動きへの対応を図っていく必要があるとともに、環境省において別途検討を進めている「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン（2002年度版）」を踏まえる必要がある。これらの点から、エコアクション21の改定に当たっては、このコア指標を基本として、エコアクション21の参加事業者が把握すべき環境負荷の項目及び取組むべき環境への取組の内容を定めていく必要があると考えられる。

環境報告、環境コミュニケーションの必要性

環境報告書は、事業者が、自らの環境への取組に関する方針、内容、実績、将来の目標、環境への負荷の状況等を体系的に取りまとめ、これを社会に対して定期的に公表、報告するためのものであり、事業者と「社会」とのコミュニケーションツールであると同時に、事業者の「社会」に対する説明責任に基づく情報開示ツールである。そこで、エコアクション21の改定に当たっては、中小事業者が大きな負担無く作成・公表することのできる環境報告のあり方を検討し、現行の環境行動計画に追加してエコアクション21の参加事業者が作成・公表すべき環境報告の項目を定めていく必要があると考えられる。

認証・登録の仕組みの必要性

現行のエコアクション21は、参加・登録制度であり、これに取組んだことを対外的に示すことによるメリットが不明確である。そこで、環境行動計画を策定し、これを公表する事業者に対して、ISO14001の認証と同様に、一定のレベルを満たす取組を審査の上、認証・登録し、参加事業者に何らかのインセンティブのある仕組みの構築を行うことが望ましいと考えられる。

地方公共団体等の認証制度との関係

地方公共団体等においては、エコアクション21又はISO14001をベースにした、事業者の簡易な環境マネジメントシステムへの取組、あるいは環境への取組等を認証する諸制度を整備している事例がある。エコアクション21の改定に当たっては、これらの状況を踏まえ、このような地方公共団体等における簡易型の環境経営システム等の認証制度との連携、住み分けを考慮することが必要と考えられる。

また、今後は、地方公共団体等がそれぞれの地域の特性に応じ、新たに策定したエコアクション21をベースにして、必要な取組等を追加した地域版のエコアクション21を策定することも考えられる。

第3章 エコアクション21の改定のあり方

新たなエコアクション21の構成

エコアクション21の改定に当たっては、以下の内容を盛り込むことが必要と考えられる。

エコアクション21は、新たに策定する環境経営システム及び環境活動レポートのガイドライン、既存のものを改良する環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの手引きより構成することが適当であり、これをガイドラインとして策定し、このガイドラインに適合した取組を行う事業者を認証し、登録する制度を創設することが必要である。

環境経営システムは、計画（PLAN）、計画の実施（DO）、取組状況の確認・評価（CHECK）及び全体の評価と見直し（ACTION）のPDCAのサイクルを基本とし、最低限、監視・測定すべき環境負荷項目及び取組むべき環境への行動が含まれることが適当である。

環境活動レポートに記載すべき事項は、環境方針、環境目標とその実績、主要な環境活動計画の内容及びその評価結果などとし、事業所においては備え付け、一般の閲覧が可能であるとともに、事務局に送付しなければならないこととすることが適当である。

環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの手引きは、環境省「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会」の成果を踏まえて、一部改定することが適当である。

また、環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックを行い、後述する認証・登録は受けない従来型のエコアクション21の普及を図っていくことも、併せて必要である。

環境経営システムの要素

環境経営システムのガイドラインの要素として図に示す14項目の内容を盛り込むことが必要と考えられる。エコアクション21の認証を取得し、登録を希望する事業者は、このガイドラインに適合した環境経営システム（環境マネジメントシステム）を構築し、運用することが期待される。

環境活動レポートの要素

環境活動レポートのガイドラインの要素として図に示す5項目の内容を盛り込むことが必要と考えられる。エコアクション21の認証登録を受けることを希望する事業者は、このガイドラインに適合した環境活動レポートを作成し、公表することが期待される。

第4章 エコアクション2.1参加事業者の認証・登録の仕組みのあり方

新たな仕組みの基本的あり方

エコアクション2.1における認証・登録を希望する事業者の、環境経営システム及び環境活動レポートのガイドラインに対する適合状況を、「エコアクション2.1審査人(仮称)」が審査し、その認証・登録を行う仕組みを、新たに構築することが望ましいと考えられる。

エコアクション2.1審査人(仮称)のあり方

エコアクション2.1審査人については、試験等により資格を認定する仕組みを新たに創設することが望ましいと考えられる。

エコアクション2.1審査人は、エコアクション2.1、環境問題全般、環境経営システム監査、事業活動の業種・業態の特性、事業経営全般等に関する幅広い知識と実務経験・能力が必要であるとともに、中小事業者に対する適切な指導・助言を行うことができる能力等も必要と考えられる。このような審査人に必要な知識及び経験・能力を全て満たす既存の資格は存在しないため、新たにその資格を認定することが望ましいと考えられる。

エコアクション2.1参加事業者の認証・登録の仕組みのあり方

エコアクション2.1に参加した事業者の、環境経営システム及び環境活動レポートのガイドラインへの適合状況を、エコアクション2.1審査人が審査し、適合していると認められる事業者を、事業者の申請により、エコアクション2.1事務局が登録する仕組みが望ましいと考えられる。

併せてエコアクション2.1審査人の資格認定及び参加事業者の登録等を行うエコアクション2.1事務局を設置するとともに、審査人の審査結果の確認等を行う地域ごと等のエコアクション2.1事務局を設置することが望ましいと考えられる。

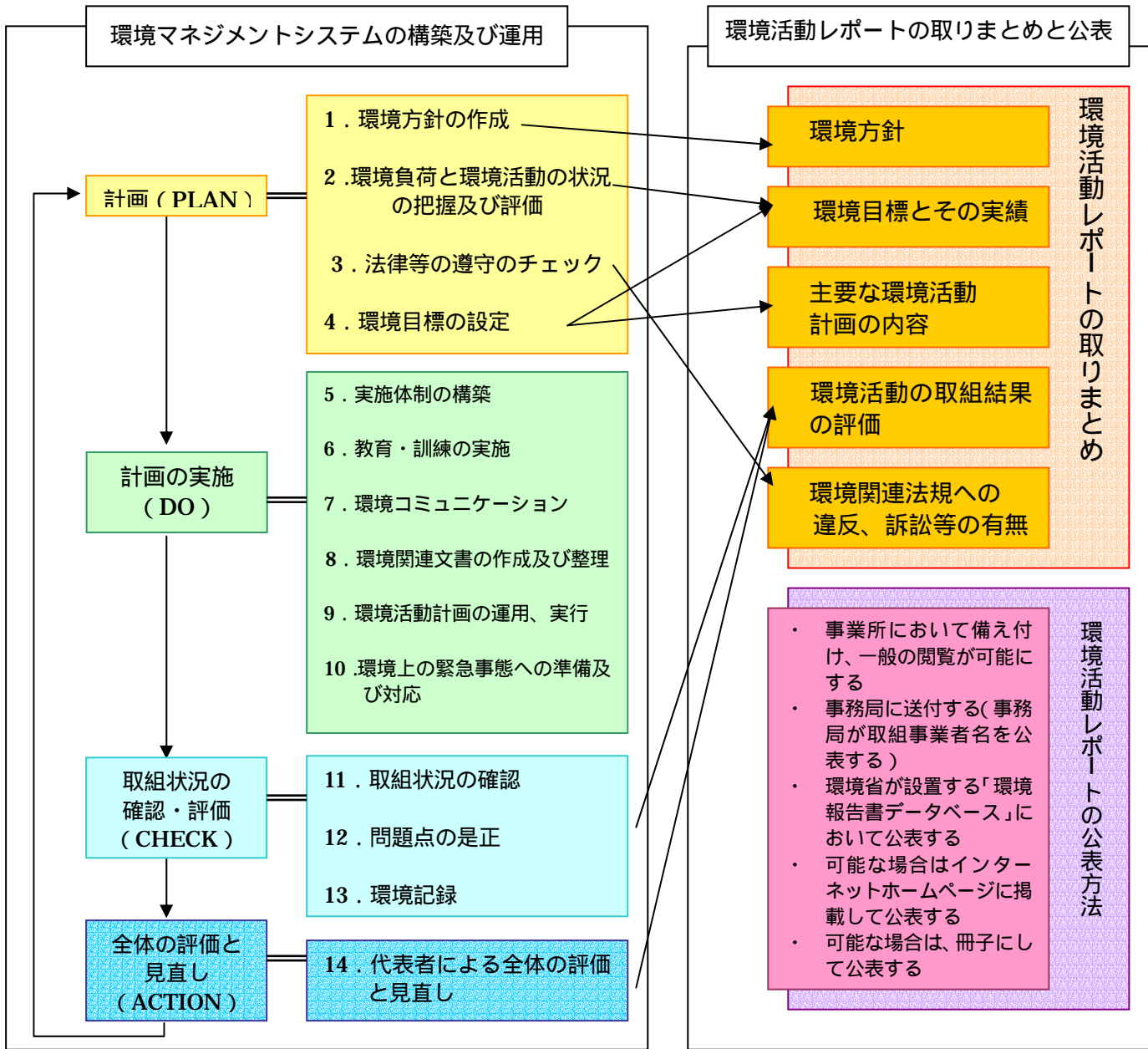
なお、エコアクション2.1参加事業者の認証・登録の仕組み、及びエコアクション2.1審査人の資格認定制度等の構築に当たっては、仕組み全体の信頼性・透明性の確保を十分に図ることが必要である。

第5章 今後に向けて

環境省においては、本報告書で提案したエコアクション2.1の改定のあり方及び参加事業者の認証・登録の仕組みについて、前章で述べた検討事項も踏まえ、次年度以降、パイロット事業を実施し、その実行可能性を検証することが望まれる。パイロット事業においては、地方公共団体を含む関係機関及び関係者と十分な協議検討を行い、これを踏まえてさらにエコアクション2.1及びその認証・登録の仕組みについて検討を行っていくことが必要である。

そして中小事業者の環境への取組を推進するための新たな仕組み - エコアクション2.1参加事業者の認証・登録の仕組み - の構築を可能な限り早期に、当面は平成16年度を目処に進めていくことを期待するところである。

エコアクション 21 の構成



環境影響評価法の施行状況について（平成15年9月1日現在）

手続きの当初から環境影響評価法に基づく手続きを実施している案件は88件であり、このうち、環境大臣意見を提出した案件は22件、評価書が公告され手続きが完了した案件は24件、手続きの途中で事業が中止となった案件が2件ある。

このほか、閣議決定要綱や条例等に基づき環境アセスメントが開始された案件のうち、経過措置により環境影響評価法の対象事業となった案件が50件ある。

また、第二種事業に相当する規模の案件で、第二種事業に係る判定(法第4条、スクリーニング)が実施されたものはなく、全ての案件について、法第4条第6項～8項の手続きを行った後、法第5条からの手続き(方法書手続)が開始されている。

環境影響評価法の施行状況

(上段：手続当初から法に基づくもの、下段：経過措置案件)

事業種	方法書 手続中	方法書 終了	準備書 手続中	準備書 終了	評価書 手続中	手続 終了	手続中 に中止	合計	環境大臣 意見
道路	4	27	3	3	-	1	-	38	1
	-	-	-	1	-	21	-	22	21
河川	-	3	-	-	-	1	-	4	1
	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉄道	-	4	-	-	-	5	-	9*	5
	-	-	-	1	-	3	-	4	3
飛行場	-	3	-	-	-	3*	-	6*	3
	-	-	-	-	-	-	-	-	-
発電所	2	5	-	-	-	8	2	17	8
	-	-	-	-	-	12	-	12	12
廃棄物処分 場	1*	-	-	-	-	1	-	2*	-
	-	-	-	-	-	1*	-	1*	-
埋立、干拓	1*	1	1	-	-	2*	-	5*	-
	-	-	-	1	-	2*	-	3*	-
土地区画整 理事業	1	4	-	-	-	5	-	10	4
	-	1	-	-	-	6	-	7	6
新住宅市街 地開発事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	1	1	2	2
合計	8*	47	4	3	0	24*	2	88*	22
	0	1	0	3	0	45*	1	50*	44

注) * 2つの事業が併合して実施されたものがあり、合計では1件とした。

環境影響評価法の手続が終了した案件の年度別変化

(上段：手続当初から法に基づくもの、下段：経過措置案件)

事業種	H 11 年度	H 12 年度	H 13 年度	H 14 年度	H 15 年度 ^{*2}	合計
道路	- 9	- 7	- 5	1 -	- -	1 21
河川	- -	- -	- -	1 -	- -	1 -
鉄道	- 1	- 1	5 1	- -	- -	5 3
飛行場	- -	1 [*] -	1 -	1 -	- -	3 -
発電所	- 3	2 8	2 1	2 -	2 -	8 12
廃棄物処分場	- 1 [*]	- -	- -	1 -	- -	- 1
埋立、干拓	- 1 [*]	1 [*] 1	1 -	- -	- -	2 2
土地区画整理事業	- 1	- 5	1 -	- -	4 -	1 6
新住宅市街地開発事業	- -	- 1	- -	- -	- -	- 1
合計	- 15 [*]	3 [*] 24	10 7	6 -	6 -	24 [*] 45 [*]

注)^{*} 2つの事業が併合して実施されたものがあり、合計では1件とした。

² 平成15年9月1日現在

実施規模別に見た環境影響評価法施行状況

事業種	総数	うち 二種事業 相当規模	うち スクリーニング [*] 手続実施	うち 法アセス 不要判定
道路	59	10	0	0
河川	4	0	0	0
鉄道	13	2	0	0
飛行場	6 [*]	2	0	0
発電所	29	1	0	0
廃棄物処分場	3 [*]	0	0	0
埋立、干拓	8 [*]	4	0	0
土地区画整理事業	17	4	0	0
新住宅市街地開発事業	2	1	0	0
合計	138	24	0	0

注)^{*} 2つの事業が併合して実施されたものがあり、合計では1件とした。

環境影響評価情報支援ネットワークにおける取組

環境アセスメント制度やアセスメント技術をより一層充実していくためには、国民、事業者、地方公共団体、国等の環境影響評価に携わる多様な主体が、過去の事例や関連する技術情報等を共有し、有効活用していくことが必要である。

このため、環境省では、より多くの主体にこれらの情報を提供するため、平成8年度より「環境影響評価情報支援ネットワーク事業」を開始し、平成10年6月から「環境影響評価情報支援ネットワーク」(以下、「支援ネットワーク」)をインターネット上に開設して運用を行っている。さらに、平成14年度には、トップページの改善及びアセス事例の検索の充実を計った。
(<http://assess.eic.or.jp/>)

これまでに、支援ネットワーク上では、地方公共団体の環境アセスメント担当部局からの情報提供の協力も得つつ、環境影響評価法に基づく手続き情報等、環境アセスメントに参考となる情報等を整備し、提供してきた。

なお、平成14年度のアクセス件数は、約140万件であった。

(参考) 環境影響評価情報支援ネットワークによる情報提供

1, 速やかに伝える必要がある情報【お知らせ】

環境省からのお知らせ：環境アセス関連の報道発表資料の提供。

地方自治体からのお知らせ：地方自治体のアセス担当部局より投稿された情報提供。

手続き中のアセス情報：環境影響評価法に基づき現在実施しているアセスメントについて、方法書や評価書などの審査に係わる手続き状況を提供。

2, 情報データベース【情報図書館】

関係法令：環境影響評価法・施行令等を紹介。

アセス事例検索：これまでに実施されたアセス事例を検索し、環境影響評価書概要情報を提供。

検討会情報：技術検討会、SEA総合研究会関連資料等の提供。

戦略的環境アセスメント：SEAの最近の動向、検討会報告書、海外事例等の情報提供。

参考になる資料：環境アセスに関連性の高い図書や資料の情報提供。(主に地域環境に関する図書・資料の情報を検索)

環境アセス関連のリンク集：地方自治体・海外のアセス関連サイトと環境アセス実施上で参考となるサイトの紹介とリンク。

3, 事業者と住民等とのコミュニケーション強化のためのヒント集。

【よりよいアセスメントのために】

入門情報：環境アセス制度の概要、入門図書の紹介。

よりよいアセスに向けての提案：「参加型アセスの手引き」、「作ってみよう環境診断マップ」、「動くアセス書」の紹介。

環境影響評価の技術手法に関する情報提供

1．生物多様性分野

生物多様性分野におけるスコーピング、調査・予測・評価、環境保全措置・事後調査について、技術手法の考え方及び進め方を整理・検討した報告書を取りまとめ、地方公共団体に送付するとともに、ホームページ上で公表。

- ・生物の多様性分野の環境影響評価技術（ ）
スコーピングの進め方について（平成11年6月）
- ・生物の多様性分野の環境影響評価技術（ ）
生態系アセスメントの技術について（平成12年8月）
- ・生物の多様性分野の環境影響評価技術（ ）
環境保全措置・評価・事後調査の進め方について
（平成13年9月）

2．自然との触れ合い分野

自然との触れ合い分野におけるスコーピング、調査・予測・評価、環境保全措置・事後調査について、技術手法の考え方及び進め方を整理・検討した報告書を取りまとめ、地方公共団体に送付するとともに、ホームページ上で公表。

- ・自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（ ）
スコーピングの進め方について（平成11年6月）
- ・自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（ ）
調査・予測の進め方について（平成12年8月）
- ・自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（ ）
環境保全措置・評価・事後調査の進め方について
（平成13年9月）

3．大気・水・環境負荷分野

大気・水・環境負荷分野におけるスコーピング、調査・予測・評価、環境保全措置・事後調査について、技術手法の考え方及び進め方を整理・検討した報告書を取りまとめ、地方公共団体に送付するとともに、ホームページ上で公表。

- ・大気・水・環境負荷の環境アセスメント（ ）スコーピングの進め方
（平成12年8月）
- ・大気・水・環境負荷の環境アセスメント（ ）環境影響評価の進め方
（平成13年9月）
- ・大気・水・環境負荷の環境アセスメント（ ）
環境保全措置・評価・事後調査の進め方
（平成14年10月）